



参考資料

1 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
施行：平成 11 年 6 月 23 日
改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
施行：平成 13 年 1 月 6 日
改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号
施行：平成 13 年 1 月 6 日前文

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ

ること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活

に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年

数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に

規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図

るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ

ればならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らして

はならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ

し、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第

二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 静岡県男女共同参画推進条例

公布：平成13年7月24日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根深く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会

の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（一部改正〔平成19年条例42号〕）

（県民の責務）

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

（民間の団体の責務）

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

（基本的施策）

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
- (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
- (3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
- (5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
- (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
- (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
- (8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
- (9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策（一部改正〔平成19年条例42号〕）

（基本計画の策定）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（広報活動）

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（男女共同参画の日）

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情又は相談の申出の処理）

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

（民間の団体の協力）

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要

があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

（設置及び所掌事務）

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

（1） 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

（2） 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

（3） 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織及び委員）

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(4) 掛川市男女共同参画条例

平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 4 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日掛川市条例第 10 号
平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号
平成 28 年 3 月 22 日掛川市条例第 15 号
平成 29 年 3 月 22 日掛川市条例第 12 号
平成 30 年 3 月 23 日掛川市条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第 11 条—第 15 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 16 条—第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附則

すべての人は、その性別にかかわらず、法の下に平等であり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、個人として互いの人権が尊重されなければならない。

しかし、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実である。

一方、進み続ける少子高齢化、国際化及び経済活動の多様化等に見る社会情勢の大きな変化に向き合う中、男女が共に参画する社会の実現は、今後私たちが取り組むべき最重要課題である。

こうした現状を踏まえ、男女が互いの生き方を尊重し、豊かで住みよい活力ある地域社会を築いていくためには、様々な社会活動における女性の参画をより一層促進するとともに、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、誰もが対等な構成員として活動できる社会を実現することが重要である。

ここに掛川市は、男女が自らの意思によって、個性と能力を発揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが生き生きと幸せを感じながら暮らすことができる都市となるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念の通り推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、かつ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定について共に参画する機会が確保さ

れること。

(4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動との両立ができること。

(5) 男女共同参画社会の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、すべての人がその推進について積極的に協力し合うこと。

(6) 性別に起因するあらゆる暴力が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。

(性別の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者その他の団体との協働を図るとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該機関における男性及び女性の委員の数を同数(当該機関の委員の定数が奇数である場合にあっては、男性及び女性の委員の数の差を1人)としなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業と家庭の両立を支援するため、就労に関する条件及び環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力行為並びにそれらを助長するような行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第16条の掛川市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画推進委員)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策の実施のため必要があるときは、掛川市男女共同参画推進委員を置くことができる。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、必要な情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第 15 条 市長は、男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第 16 条 行動計画その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、掛川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 17 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画に関し、第 11 条第 2 項に規定する意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の実施状況について、市長に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体が推薦する者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないように選任しなければならない。

4 市長は、第 2 項第 1 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日掛川市条例第 10 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号抄）
(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日掛川市条例第 15 号）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在任する附属機関の委員については、その任期が満了するまでの間は、改正後の掛川市男女共同参画条例第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日掛川市条例第 12 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年3月23日掛川市条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 / 第4次掛川市男女共同参画行動計画 策定経過

開催年月日	会議等	内 容
令和2年度	11月～12月	男女共同参画に関する意識調査 ・ 市民・事業所を対象としたアンケート調査
令和3年度	4月30日～5月17日	男女共同参画推進施策の実施状況調査 ・ 進捗状況の点検及び評価
	6月18日	第1回掛川市男女共同参画審議会・男女共同参画推進委員会・男女共同参画行動計画庁内策定委員会・作業部会合同会議 ・ 令和2年度男女共同参画推進施策の実施状況について ・ 男女共同参画に関する意識調査結果について ・ 第4次掛川市男女共同参画行動計画策定について ・ 講話「男女共同参画社会の意義と計画策定のポイント」 講師 犬塚協太氏（静岡県立大学国際関係学部教授・掛川市男女共同参画行動計画策定アドバイザー）
	7月7日～7月15日	第3次掛川市男女共同参画行動計画に掲げる施策評価の実施調査 ・ 第3次掛川市男女共同参画行動計画に掲げる施策の進捗管理及び評価等
	8月11日	第2回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会 ・ 第3次掛川市男女共同参画行動計画 事業評価について ・ 第4次掛川市男女共同参画行動計画 施策体系の検討について
	8月20日	第2回掛川市男女共同参画審議会 ・ 事業評価について ・ 施策体系の検討について
	10月1日～10月8日	成果指標及び具体的事業の設定調査 ・ 成果指標及び具体的事業の設定
	10月11日	第3回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会 ・ 成果指標の検討について ・ 具体的事業の検討について
	10月22日	第3回掛川市男女共同参画審議会（諮問） ・ 成果指標の検討について ・ 具体的事業の検討について
	11月11日～11月18日	成果指標及び具体的事業の見直し調査 行動計画素案の修正調査 ・ 男女共同参画審議会等での意見を踏まえた成果指標及び具体的事業の見直し ・ 行動計画素案の修正
	11月22日	第4回掛川市男女共同参画行動計画庁内策定委員会 ・ 計画素案の検討について

開催年月日		会議等	内 容
令和 3年度	12月15日	第4回掛川市男女共同参画審議会	・体系図の見直しについて ・計画素案について
	12月21日	部長会	
	1月6日	庁議	
	1月21日	市議会全員協議会	
	1月21日～ 2月21日	パブリックコメント	
	3月7日	第5回掛川市男女共同参画審議会（答申）	・第4次掛川市男女共同参画行動計画（案）について

3 / 令和3年度 掛川市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略)

N o	職 名	氏 名	勤務先及び団体
1	会長	犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部国際関係学科教授
2	副会長	袴田 充子	掛川市立東山口小学校長
3	委員	菊地 邦宏	掛川警察署長
4	委員	田宮 伸夫	区長会連合会 副会長
5	委員	守屋 輝年雄	南郷地区まちづくり協議会 会長
6	委員	渡辺 妙子	S a f e t y F i r s t 静岡
7	委員	伊藤 陽子	トム通信工業株式会社
8	委員	山下 みさお	特定非営利活動法人 とうもんの会
9	委員	福田 智穂	掛川市健康づくり食生活推進協議会
10	委員	永田 怜	浜松にじいろ安場

4 令和3年度 掛川市男女共同参画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

No	職 名	氏 名
1	会長	村田 敬子
2	副会長	堀内 穰
3	委員	佐々木 真千子
4	委員	落合 翔太郎
5	委員	市村 孔元
6	委員	鈴木 映子

5 掛川市男女共同参画行動計画策定アドバイザー

(敬称略)

氏 名	所属等
犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部国際関係学科教授

6 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

N o	区 分	所 属	氏 名
1	委員長	理事兼企画政策部長	山本 博史
2	副委員長	企画政策課長	二村 浩幸
3	委員	理事兼総務部長	大石 良治
4	委員	行政課長	熊切 紀和
5	委員	協働環境部長	都築 良樹
6	委員	生涯学習協働推進課長	赤堀 純久
7	委員	健康福祉部長	大竹 紗代子
8	委員	福祉課長	沢崎 知加子
9	委員	健康福祉部参与兼健康医療課長	道田 佳浩
10	委員	長寿推進課長	山田 光宏
11	委員	こども希望部長	原田 陽一
12	委員	こども政策課長	大石 哲也
13	委員	こども希望課長	高柳 由美
14	委員	産業経済部長	高柳 和正
15	委員	産業労働政策課長	溝口 尚美
16	委員	農林課長	高塚 茂樹
17	委員	危機管理監	戸塚 美樹
18	委員	危機管理課長	水野 正幸
19	委員	教育部長	山梨 実
20	委員	教育政策課長	尾崎 和宏
21	委員	学校教育課長	山田 英子
22	委員	図書館長	後藤 晶子

7 掛川市男女共同参画行動計画策定委員会 作業部会名簿

(敬称略)

No	所 属	氏 名
1	行政課人事室人材育成係長	岩倉 直樹
2	企画政策課地域創生戦略室経営戦略係長	湯澤 智美
3	生涯学習協働推進課協働推進係長	片山 能志晴
4	生涯学習協働推進課自治活動支援係長	赤堀 和之
5	福祉課社会福祉係長	柴田 敦司
6	健康医療課母子保健係長	中山 亜里
7	健康医療課主幹兼成人保健係長	原田 知子
8	長寿推進課主幹兼高齢者政策係長	湯川 洋行
9	こども政策課主幹兼こども政策係長	榛葉 博光
10	こども希望課こども家庭総合支援室長 兼こども家庭相談係長	平川 歩
11	産業労働政策課創業・労政係長	市川 義光
12	農林課農政係長	曾田 彰彦
13	危機管理課防災対策係長	杉山 浩
14	教育政策課社会教育室長兼社会教育係長	大石 博之
15	学校教育課主席指導主事兼指導係長	横井 和好
16	図書館主幹兼管理係長	名倉 宏昭

8 事務局名簿

(敬称略)

N o	職 名	氏 名	所 属
1	事務局	山本 博史	理事兼企画政策部長
2	事務局	二村 浩幸	企画政策課長
3	事務局	鈴木 千里	企画政策課 地域創生戦略室長 兼多文化共生・男女協働係長
4	事務局	佐藤 雄三	企画政策課 地域創生戦略室 多文化共生・男女協働係
5	事務局	青野 沙穂里	企画政策課 地域創生戦略室 多文化共生・男女協働係

9 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
1975年 (昭和50年)	- 国際婦人年(目標: 平等・発展・平和) - 第1回世界女性会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」、「メキシコ宣言」採択	「国際婦人年にあたり夫人の社会的地位向上をはかる決議」採択 - 総理府に婦人問題企画推進本部を設置、総理府婦人問題担当室業務開始 - 婦人問題企画推進本部会議開催		
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の十年」開始(1976年~1985年)	戸籍法改正(離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	労働福祉課に婦人窓口を設置	
1979年 (昭和54年)	(第34回国連総会)「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	- 第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	- 民法改正(配偶者の相続分) - 国際婦人の10年中間年全国会議	- 生活環境部に婦人対策室を設置 - 婦人行政推進庁内連絡会議及び婦人行政推進市町村連絡会議を設置	
1981年 (昭和56年)	「ILO第156号条約(家族的責任条約)」採択	「国内行動計画後期重点目標」策定		
1983年 (昭和58年)			生活環境部に婦人青少年課を設置	
1984年 (昭和59年)	「国連婦人の十年ESCAP地域政府間準備会議」開催	「国際法」「戸籍法」改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) 「パートタイム労働対策要綱」制定		
1985年 (昭和60年)	- 第3回世界女性会議開催(ナイロビ) …国際婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議 (西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	- 国民年金法の改正(専業主婦の基礎年金保障) 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 - 婦人問題企画推進有識者会議開催	「婦人のための静岡県計画」策定 - 婦人問題推進会議を設置	

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
1987年 (昭和62年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定	・生活環境部に婦人 課、労働部に就業婦 人室を設置	
1988年 (昭和63年)		・女子差別撤廃条約実施状況 第1回報告提出 ・「労働基準法」改正（週 40 時間制）		・大須賀町女性団体連 絡協議会が発足
1989年 (平成元年)	・「児童の権利に関する 条約」採択			
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員 会拡大会議 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」改訂 （第1次改訂）	・「婦人のための静岡 県計画（修正計画）」 策定	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」公布 ・「介護休業制度等に関する ガイドライン」策定 ・婦人問題担当大臣を設置		
1993年 (平成5年)	・「国連世界人権会議ウ ィーン宣言」採択 ・「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」 採択	・「短時間労働者の雇用管理 の改善に関する法律」（パ ートタイム労働法）公布・ 施行 ・「男女共同参画社会づく りに関する推進体制の整備 について」決定	・静岡県女性総合セン ター“あざれあ”が 開館	・掛川市女性行動計 画（仮称）策定準備 会を設置
1994年 (平成6年)	・ILO総会（パートタ イム労働に関する条 約）採択 ・「開発と女性」に関 する第2回アジア・太 平洋大臣会議 ・「アジア・太平洋にお ける女性の地位向上 のためのジャカルタ 宣言」採択 ・国際人口・開発会議で 「行動計画」を採択 （カイロ）	・総理府に男女共同参画室、 男女共同参画審議会設置 （政令） ・内閣に男女共同参画推進 本部設置 ・女子差別撤廃条約実施状 況第2回・3回報告提出 ・「児童の権利に関する条 約」批准	・婦人問題推進会議を 女性問題推進会議に、 婦人課を女性政策課に、 就業婦人室を就業女性室に改 組	・「掛川女性キラリに っこりプラン」策 定
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議 ー平等、開発、平和の ための行動ー（NG Oフォーラム）を開 催（北京） ・「北京宣言及び行動綱 領」採択	・「育児休業法」改正（介護 休業制度の法制化）、公布 ・「ILO156号条約（家族 的責任条約）」批准		

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
1996年 (平成8年)		・「母体保護法」公布・施行 ・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定	・教育委員長に女性が就任（大東町）
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「労働基準法」改定（女子保護規定撤廃） ・「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務） ・「育児・介護休業法」改正（深夜業制限） ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画アクションプログラム」策定	・「女性のつどい」を開催（大東町） ・企画課に女性政策係を設置（大須賀町）
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申		・大須賀町男女共同社会づくり推進委員会（庁内）、大須賀町男女共同参画社会づくり行動計画（仮称）策定委員会を設置
1999年 (平成11年)	・ESCAPハイレベル政府間会議開催	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	・「男女共同参画都市宣言」（大須賀町） ・「未来おおすか～人と人をつなぐハートフルプラン～」策定
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」を開催、「政治宣言」「成果文書」採択（ニューヨーク）	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行		・女性政策推進委員会が発足（大東町） ・地区女性の会が発足（大東町）

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）	・「静岡県男女共同参画推進条例」施行 ・静岡県男女共同参画会議を設置	
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・配偶者暴力相談支援センターを設置	・大東町男女共同参画推進委員会が発足
2003年 (平成15年)		・女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告提出 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布	・「静岡県男女共同参画基本計画～ハートモニックスすおか2010」策定 ・静岡県女性総合センターを静岡県男女共同参画センターに改称	・「キラリ大東一輝く男女（ひと）づくりプラン」策定
2004年 (平成16年)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・「育児・介護休業法」改正		
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会／（北京＋10）世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・掛川市、大東町、大須賀町が合併し新「掛川市」が誕生。 ・企画調整課に男女共同参画係を設置

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂 ・「国の審議会等における女性委員の登用について」男女共同参画推進本部決定 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催		・「掛川市男女共同参画条例」施行 ・「掛川市男女共同参画行動計画」策定
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「静岡県男女共同参画基本計画 ハーモニックスすおか2010 後期実践プラン」策定	
2008年 (平成20年)	・国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」を提出	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・島田市による県内初の男女共同参画都市宣言	
2009年 (平成21年)		・育児・介護休業法改正 ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表	・富士市男女共同参画都市宣言	
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「しずおか次世代育成プラン後期計画」策定 ・「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改編	
2011年 (平成23年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）正式発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合		・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	・「第2次掛川市男女共同参画行動計画」策定

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	- ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議設置 - 男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始	
2013年 (平成25年)		- 若者・女性活躍推進フォーラムの提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	「男女共同参画の視点からの防災手引書（本冊）・ダイジェスト版」発行	
2014年 (平成26年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「第2次静岡県男女共同参画基本計画第2期実践計画」策定	
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（一般・事業主行動計画の策定及び公表等） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	「ふじのくに輝く女性人財データバンク」の構築 「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催 「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足	
2016年 (平成28年)		- 育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等） - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行 - 女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7回・第8回）	「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築 「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定	「掛川市男女共同参画条例」改正 「第3次掛川市男女共同参画行動計画」策定
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」改正	「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定	
2018年 (平成30年)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行		
2019年 (令和元年)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 - 女性活躍推進法の一部改正 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正		

	世界の動き	国の動き	静岡県の動き	掛川市の動き
2020年 (令和2年)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大	- 性暴力対策強化方針 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	- 男女共同参画課において「性の多様性への県民理解の促進」に関することを新たに所管 「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の策定	「公的書類における性別記載の基本方針」の策定
2021年 (令和3年)				「第4次掛川市男女共同参画行動計画」策定

10 用語解説一覧

【あ行】

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものです。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れます。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれます。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時で帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがあります。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気づき、それが周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされます。

育児休業・介護休業制度

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的に制定された「育児・介護休業法」に定める制度です。

A L T (Assistant Language Teacher)

外国語教育で、会話の指導などにあたる外国人補助教員のことをいいます。

SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

LGBTQ

「LGBTQ」は、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（こころと身体の性が一致しない人等）、クエスチョニング（性自認と性的指向が決まっていない人）の頭文字を取った、性的マイノリティの総称の一つ。

えるぼし

女性活躍推進法に基づく認定制度。一定の認定基準を満たし、女性の活躍を推進している状況が優良だと認定された企業が取得できます。えるぼし認定を取得した企業は「女性がライフイベントの変化を迎えても働きやすい」「男女関係なく活躍できる」という認知度が高まり、女性の注目を集めています。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみますと、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

エンパワメント

「力をつけること」と直訳されます。政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。

【か行】

くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

固定的性別役割分担意識（固定的な性別役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」というような、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれています。

【さ行】

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）と呼びます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

就業率

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を深めるため、内閣府が制定したシンボルマーク。女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもあります。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。

性的マイノリティ

「性的少数者」のことです。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、すべてのカップルと個人が自分達の子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利です。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性的な嫌がらせのことをいいます。人権侵害の一つとして、職場に限らず学校や地域社会等において問題になっています。職務上の地位を利用した性的な言動や要求が行われるものや、その性的な言動によって職場環境などが不快なものとなり、働く上で支障が生じるものなどがあります。

【た行】

ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。

男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から設けられた週間で6月23日から6月29日までの1週間をいいます。

地域包括支援センター

高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が維持できるよう、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの専門職員が、さまざまな面から総合的に支援したり、高齢者の権利擁護や虐待防止などの総合相談等を行います。

デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。

テレワーク

テレワークとは、「テレ＝離れたところで・ワーク＝仕事をする」という意味の言葉で、自宅などオフィスから離れた場所で、パソコン等を使って仕事をするをいいます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violenceの略称。一般的に夫や恋人など親密な関係にある男女間の肉体的・精神的・経済的・性的暴力のことをいいます。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）

パートナーシップ宣誓制度

性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。

パープルリボン

女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボル。一人でも多くの人が暴力や虐待に対し関心を持つことや、現在暴力を受けている人が勇気を持てるように、という願いが込められています。

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。平成17年6月の行政手続法の改正で新設されました。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出します。

パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

ファミリー・サポート・センター

就労などの社会参加と子育てとの両立を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援するため、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をする方（提供会員）が会員となり、会員同士が育児の一時的・短期的な相互活動を行う制度です。

北京宣言及び行動綱領

平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択されました。男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性の地位向上とエンパワメントを達成するために優先的に取り組むべき12の課題を明記しました。

ポジティブ・アクション

雇用や教育の場で、男女のいずれかが一方に対して、一定の登用枠を設けるなど、性別格差解消のための積極的改善措置政策のことをいいます。

母性健康管理指導事項連絡カード

医師等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊婦が事業主へ明確に伝えるためのカードです。このカードを提出することにより、その記入内容に従い、時差通勤や休憩時間の延長等の措置が講じられます。

【や行】

（性別による固定的な）役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」などの男女観に代表されるように、性別によって役割や能力、活動する分野を決め、それを分担するのが当然、あるいは自然だとする固定概念をいい、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついています。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成されます。

【ら行】

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。この「生活」の中には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習等の幅広い活動が含まれます。

第4次掛川市 男女共同参画行動計画

令和4年3月

発行：掛川市 企画政策部 企画政策課

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

TEL:0537-21-1127 FAX:0537-21-1167

ホームページ：<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/>
